

京都自動車
健康保険組合

健・保・通・信

2016年 春号 No.162

- 平成28年度予算
- 疾病予防と健康づくり事業
- 保健事業の年間スケジュール表
- 平成28年4月からの医療保険制度改正



ホームページを
ご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

安定した財政運営のために保険料率を見直します。

京都自動車健康保険組合の平成28年度予算案が去る2月8日第132回

組合会において可決承認されましたので、お知らせします。

高齢者医療制度への過重な負担。

高齢者医療制度がスタートして以来、制度を支えるための納付金等が増大し、健康保険組合にとって大変厳しい状況が続いています。

当健康保険組合でも26年度・27年度と連続して単年度収支では赤字となる見込みです。

こうした状況から、昨年度の保険料率では安定的な運営ができない財政状況と考え5年振りの引き上げをお願いする事となりました。

保険料率を見直すも厳しい財政状況が続く見込みです。

このため、平成28年度の予算では健康保険料率の見直しを行い、98/100とさせていただきます。収入見込みより1億7千9百万円増加し26億7千9百万円となりますが、医療費など支出

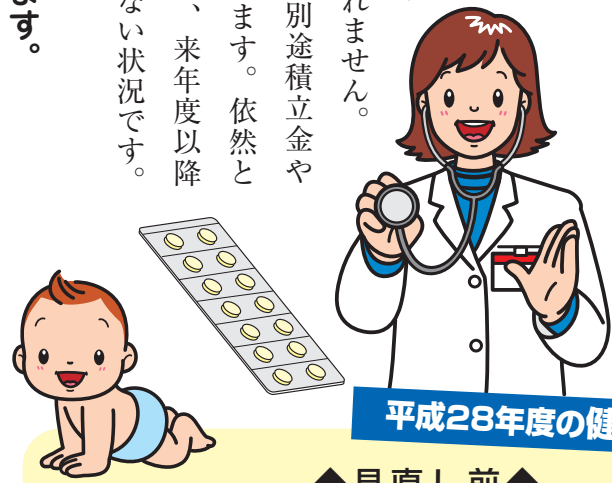
の合計額は、28億8千万となり

当年度の保険料だけでは賄いきれません。

その結果今年度は、不足分を別途積立金や準備金を取り崩すことで対応します。依然として厳しい状況が続くことから、来年度以降の財政運営についても予断許さない状況です。

財政健全化の努力を継続します。

当健康保険組合としては、収支バランスを改善し財政基盤の安定化、健診等保健事業の充実、データヘルス事業を活用した医療費削減、事務の効率化を図り財政健全化に向けた努力を継続してまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



平成28年度の健康保険料率

◆見直し前◆

94/1,000

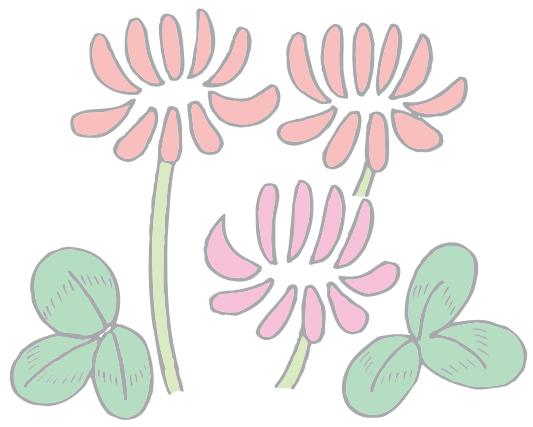
(被保険者負担 45/1,000 事業主負担 49/1,000)



◆見直し後◆

98/1,000

(被保険者負担 47/1,000 事業主負担 51/1,000)



●健康保険分

収入 (千円)	保険料	2,677,863
	国庫負担金	1,143
	調整保険料	33,836
	繰越金	10,134
	繰入金	122,255
	国庫補助金	404
	財政調整事業交付金	30,050
	雑収入	1,281
合計	2,876,966	

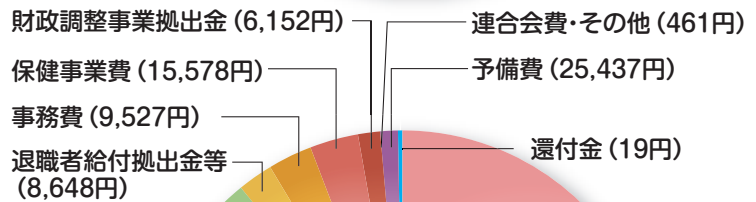
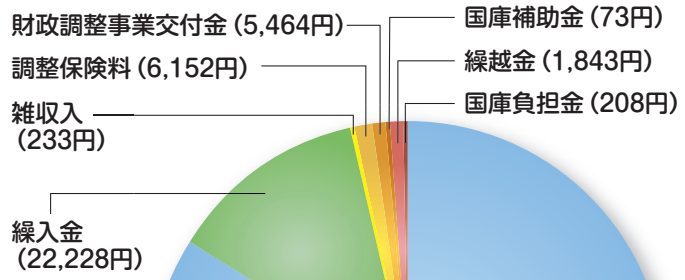
支出 (千円)	事務費	52,397
	保険給付費	1,345,063
	納付金	1,217,442
	前期高齢者納付金	592,876
	後期高齢者支援金	577,008
	退職者給付拠出金等	47,558
	保健事業費	85,679
	還付金	107
	財政調整事業拠出金	33,836
	連合会費・その他	2,538
	予備費	139,904
合計	2,876,966	

●介護保険分

収入 (千円)	保険料	242,319
	繰越金	1,505
	繰入金	11,428
	雑収入	2
合計	255,254	

支出 (千円)	介護納付金	255,122
	還付金	132
合計	255,254	

被保険者1人当たりでみると



予算編成の基礎となった数字

被保険者数 / 5,500人 (男性 / 4,711人、女性 / 789人)

平均標準報酬月額 / 336,000円 (男性 / 350,622円、女性 / 245,179円)

平均年齢 / 40.60歳 (男性 / 41.30歳、女性 / 36.14歳)

被扶養者数 / 6,376人

健康保険料率 / 1,000分の98
(事業主 / 1,000分の51 被保険者 / 1,000分の47)

● 一般保険料率 / 1,000分の96.78
(事業主 / 1,000分の50.365 被保険者 / 1,000分の46.415)

○ 基本保険料率 / 1,000分の52.78
(事業主 / 1,000分の27.467 被保険者 / 1,000分の25.313)

○ 特定保険料率 / 1,000分の44 (納付金等の支払いにかかる保険料率)
(事業主 / 1,000分の22.898 被保険者 / 1,000分の21.102)

● 調整保険料率 / 1,000分の1.22
(事業主 / 1,000分の0.635 被保険者 / 1,000分の0.585)

介護保険の対象となる被保険者数 / 4,250人

調整保険料率 / 1,000分の14
(事業主 / 1,000分の7 被保険者 / 1,000分の7)

疾病予防と健康づくり事業



当健康保険組合では、毎年被保険者や被扶養者の皆様の健康づくりに役立つ事業として、疾病予防のための健診を中心に保健指導等の事業を実施しています。皆様の積極的なご参加をお待ちしています。



特定健康診査・特定保健指導の実施

平成20年4月より医療制度改革の一環として、40歳以上75歳未満の被保険者および被扶養者を対象に、脂質異常・高血圧・高血糖などのメタボリックシンドローム予防の観点から、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられました。

つきましては、当健康保険組合におきましても、次のとおり特定健康診査・特定保健指導を実施いたします。皆様の健康管理の一助として、この機会にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健診等でメタボリックシンドローム予備軍

または有病者と判定された方につきましては、後日、特定保健指導を受けていただくこととなりますので併せてお願い申し上げます。メタボリックシンドロームのリスクの軽減・改善を目的に、専門家による効果的な保健指導を実施します。

この事業による個人のプライバシーに関する事項は、一切外部には漏れませんので、安心してご活用いただきますようご案内いたします。

また、不明な事項等がございましたら当健康保険組合までお尋ねください。



特定健康診査実施要項

- 対象者 40歳以上の者(平成29年4月1日までに順次40歳に達する者)から74歳までの被扶養者。
- 一部負担金 無料
- 利用回数 年度内1回を限度とする。ただし、同年度内に巡回家族健診や人間ドックを受診された方、または受診を予定されている方は除く。
- 実施医療機関 集合契約で特定健康診査を実施している医療機関については実施可能です。なお、京都の医療機関については当組合ホームページに掲載しています。
- 申込方法 ①受診希望者は個人で特定健康診査実施医療機関に予約してください。
②予約後、特定健康診査申込書に必要事項を記入のうえ、事業所の健康保険事務担当者を通じて当組合に申し込んでください。
③申込書提出後、当組合より受診券を発行します。
- 受診方法 当組合発行の受診券と被保険者証を受診当日に医療機関窓口へ提出のうえ、受診してください。



特定保健指導実施要項

- 対象者 健診の結果から、腹囲もしくはBMIが基準値以上であり、かつ、脂質異常・高血圧・高血糖のリスクおよび喫煙歴(前記リスクが1つ以上ある場合にのみカウント)が1つの場合「動機づけ支援」、2つ以上の場合「積極的支援」に該当。ただし、治療中の方は除く。
- 受診方法 ①当組合から利用券を発行し、原則健診を受診された医療機関において特定保健指導を受けてください。
②健診を受診された医療機関で特定保健指導の実施が困難な場合は、当組合に連絡をいただきましたら、当組合の委託保健師により、特定保健指導を実施いたします。この場合は委託保健師と相談のうえ、自宅訪問または会場において受診していただきます。
- 評価 「動機づけ支援」および「積極的支援」とも6ヶ月後にアンケートなどにより効果判定をします。
- 費用 無料



保健事業の年間スケジュール表

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定健康 診査事業	*対象者 40歳（平成29年4月1日までに順次40歳に達する者）から74歳までの被扶養者 ①申込書受付 ②受診券発行（送付） ③健診実施医療機関で受診（自己負担無料） ④情報提供											
特定保健指導事業	*対象者 メタボリックシンドローム予備軍、有病者（内臓脂肪型肥満）該当者（治療中の方は除く） ①当組合で階層化して優先順位作成 ②案内文と保健指導利用券を発行（送付） ③保健指導実施機関で受診します（自己負担無料） (ア) 動機づけ支援 原則1回の支援。医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者による面接指導と6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確認評価します。 (イ) 積極的支援 3ヶ月以上複数回にわたって継続して支援。医師等による面接指導。行動目標・支援計画の作成。6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確認評価します。											
疾病予 防費	人間ドック	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	生活習慣病健診	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	巡回家族健診	実施医療機関、自己負担金（別表1（6ページ）参照）										
	がん検診PET検査補助	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	PET検査+人間ドック	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	大腸がん検診										郵送による検診で実施 自己負担金は無料	
	子宮頸がん検診											
インフルエンザ 予防接種補助							各自医療機関で接種					
保健指導 宣伝費	新入社員向冊子										4月入社の新入社員 全員に社会保険に 関する冊子を配布	
	産婦向冊子	出産された被保険者および被扶養者を対象に「赤ちゃん和妈妈」を産後1年間配布										
	事務連絡会（健康保 険事務担当者対象）	算定基礎届に 関する説明会										
	健康づくり講習会	生活習慣病予防等 について専門講師 による講習会（予定）										
	医療費通知							該当被保険者全員に配布			該当被保険者全員に配布	

4月は進学・就職の時期です

被扶養者異動届をお忘れなく

被扶養者で学生等の方々が、就職などで新しく健康保険証をもらった場合は、5日以内に事業所を通じて当組合まで、被扶養者異動届に保険証を添えて提出してください。
また、被扶養者が進学などにより別居される場合は、住所変更の届け出を併せてお願いいたします。



家庭常備薬の有償斡旋事業

被保険者ならびにご家族の方々の疾病予防・応急手当等の一助として、家庭常備薬の有償配付を実施します。

実施時期

6月・11月



別表1

対象者は35歳以上の被保険者および被扶養者(家族)。
 特定健診については、40歳以上の被保険者および被扶養者に限る。

○が実施項目

実施医療機関	電話番号	人間ドック(上段:コース名、下段:自己負担金)										検診車による巡回検診		所在地
		一泊ドック	外来ドック	外来+脳MRIドック	脳MRIドック	脳ドック	生活習慣病ドック	PET検診	外来+PET	特定健診	胃部検査選択	生活習慣病健診	巡回検診	
		25,000円	10,000円	20,000円	10,000円	18,000円	7,500円	注1	注2	無料	胃がん	循環器3,000円 消化器1,000円	5,000円	
京都鞍馬口医療センター	075-441-6143	○ 木のみ	○	○	○		○			○	■			北区
明石病院	075-313-1453	○	○							○	●			下京区
安達消化器科・内科病院	075-712-5558											○		左京区
宇治川病院	0774-22-1335	○	○								□ 金のみ			宇治市
大津赤十字病院	077-522-5165	○	○	○						○	●			大津市
大澤クリニック	075-256-7355		○							○	□ 月、金のみ			中京区
京都桂病院	075-392-3501	○	○	○		○ 木のみ					●			西京区
京都きづ川病院	0774-54-1116	○	○	○	○	○				○	●			城陽市
京都工場保健会	075-823-0530	○	○	○	○					○	●	○	◎	中京区
京都工場保健会 (宇治健診センター)	0774-48-1270		○											宇治市
京都四条病院	075-361-5471											○		下京区
京都第一赤十字病院	075-561-1121	○	○								●			東山区
京都第二赤十字病院	075-212-6151	○	○							○	●			上京区
京都予防医学センター	075-811-9137		○							○	●	○		中京区
近畿健康管理センター	077-551-0500		○							○		○		栗東市
山科武田ラクト健診センター	075-581-6696	○	○							○				山科区
済生会京都府病院	075-955-0111	○	○								●			長岡京市
御池クリニック	075-823-3080		○	○		○		○			●			中京区
四条烏丸クリニック	0120-012-770		○								●			中京区
澤田医院	0773-62-1399											○		舞鶴市
蘇生会総合病院	075-621-3101		○	○	○	○				○	●			伏見区
向日回生病院	075-934-6881		○							○	□ 木、金のみ			向日市
武田総合病院	075-572-6976	○	○											伏見区
武田病院健診センター	075-365-0825	○	○	○	○									下京区
武田病院画像診断センター	075-361-1680							○	○ PET					下京区
帝国ホテルクリニック	06-6881-4000	○	○											大阪市
西村診療所	075-365-3339	○	○								●			下京区
舞鶴赤十字病院	0773-75-1920	○	○	○						○	●			舞鶴市
三菱京都病院	075-381-2111		○							○	●			西京区
明治国際医療大学附属病院	0771-72-1221	○	○							○	□ 金のみ			南丹市
大和健診センター	075-256-4141	○	○		○						□ 月、水、木			中京区
洛和会音羽病院	075-593-7774	○	○							○	●	○		山科区
済生会滋賀県病院	077-552-9806	○	○	○		○								栗東市
公立甲賀病院	0748-65-1612	○	○	○		○					●			甲賀市
滋賀保健研究センター	0120-35-9997	○	○											野洲市
福知山市民病院	0773-22-2101		○	○	○									福知山市
田辺中央病院	0774-63-1111		○	○		○								京田辺市
舞鶴共済病院	0773-62-2510		○	○		○								舞鶴市
丹後中央病院	0772-62-0791		○	○		○								京丹後市
京都城南診療所	075-623-1113											○		伏見区
あまの創健	06-6251-0990												○	大阪市

[注] ●印…胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 □印…曜日により胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 ■印…条件付きで胃部検査がバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 ◎印…京都工場保健会がとりまとめて実施。
 無印…胃部検査はバリウムのみ実施。

●施設窓口負担

注1	御池クリニック	PETベーシックコース 82,600円
	武田病院画像診断センター	PET-CTコース 77,200円
注2	武田病院健診センター 武田病院画像診断センター	外来ドック+PET-CT 57,200円

医療保険制度が改正されます

「社会保障と税の一体改革」の一環として実施される今回の改正では、個々の負担能力に応じた負担という考え方から、入院時食事療養標準負担額の引き上げ、標準報酬月額上限の引き上げなどが行われます。**健康保険に関する主な改正内容の概要をご紹介します。**



① 入院時食事療養標準負担額の引き上げ

入院時に医療機関から提供される食事の費用については現在、食材費相当額を患者が負担していますが、在宅療養との公平等を図る観点から調理費相当額も負担することになりました。具体的な金額は次のとおり2段階で引き上げられることになります。

■食事代の患者負担額

～平成28年3月	平成28年4月～	平成30年4月～
1食 260円	1食 360円	1食 460円

※低所得者の負担額(現行100円または210円)と難病および小児慢性特定疾患の患者については現行どおり据え置かれます。

② 紹介状なしで大病院を受診する際の定額負担

紹介状なしで大病院を外来受診した患者に対しては、救急等を除き初診料とは別に一定額の料金を徴収することが義務付けられることになりました。

保険給付	一部負担金	選定療養
医療費(保険診療)		定額負担の徴収を義務化

③ 傷病手当金・出産手当金の算出方法の変更

傷病手当金および出産手当金の額は、1日につき被保険者の標準報酬日額(標準報酬月額の1/30)の2/3に相当する額を支給していますが、平成28年度からは、「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30」が計算の基準となります。

④ 保険外併用療養費として患者申出療養が創設

国内未承認の医薬品等を保険外併用療養費として使用したいという患者の思いに応えるため、患者の申し出を起点とする新たな仕組みとして「患者申出療養」が創設されます。患者の申し出により健康保険の使える診療と使えない診療が同時に受けられるようになります。

⑤ 標準報酬月額・標準賞与額の上限、一般保険料率の上限引き上げ

より保険料負担を公平化する観点から、下記のとおり変更となります。

	(改正前)	平成28年4月～
標準報酬等級(月額上限)	47等級 (121万円)	50等級 (139万円)
標準賞与額の年間上限	540万円	573万円
一般保険料率の上限	120/1000	130/1000

平成28年10月から

短時間労働者への社会保険の適用拡大

平成28年10月からパート・アルバイトなどの短時間労働者も条件によって被保険者となります。

～平成28年9月	平成28年10月～
週30時間以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 週20時間以上 ② 月額賃金8.8万円以上 ③ 勤務期間1年以上 ④ 学生は適用除外 ⑤ 従業員501人以上の企業 (現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定)

健康保険標準報酬・保険料月額表

等級	標準報酬		健康保険料			介護保険料			合計		
	月額	報酬月額	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
			51/ 1000	47/ 1000	98/ 1000	7/ 1000	7/ 1000	14/ 1000	58/ 1000	54/ 1000	112/ 1000
健保	円	円以上 円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	～ 63,000	2,726	2,958	5,684	406	406	812	3,132	3,364	6,496
2	68,000	63,000～73,000	3,196	3,468	6,664	476	476	952	3,672	3,944	7,616
3	78,000	73,000～83,000	3,666	3,978	7,644	546	546	1,092	4,212	4,524	8,736
4	88,000	83,000～93,000	4,136	4,488	8,624	616	616	1,232	4,752	5,104	9,856
5	98,000	93,000～101,000	4,606	4,998	9,604	686	686	1,372	5,292	5,684	10,976
6	104,000	101,000～107,000	4,888	5,304	10,192	728	728	1,456	5,616	6,032	11,648
7	110,000	107,000～114,000	5,170	5,610	10,780	770	770	1,540	5,940	6,380	12,320
8	118,000	114,000～122,000	5,546	6,018	11,564	826	826	1,652	6,372	6,844	13,216
9	126,000	122,000～130,000	5,922	6,426	12,348	882	882	1,764	6,804	7,308	14,112
10	134,000	130,000～138,000	6,298	6,834	13,132	938	938	1,876	7,236	7,772	15,008
11	142,000	138,000～146,000	6,674	7,242	13,916	994	994	1,988	7,668	8,236	15,904
12	150,000	146,000～155,000	7,050	7,650	14,700	1,050	1,050	2,100	8,100	8,700	16,800
13	160,000	155,000～165,000	7,520	8,160	15,680	1,120	1,120	2,240	8,640	9,280	17,920
14	170,000	165,000～175,000	7,990	8,670	16,660	1,190	1,190	2,380	9,180	9,860	19,040
15	180,000	175,000～185,000	8,460	9,180	17,640	1,260	1,260	2,520	9,720	10,440	20,160
16	190,000	185,000～195,000	8,930	9,690	18,620	1,330	1,330	2,660	10,260	11,020	21,280
17	200,000	195,000～210,000	9,400	10,200	19,600	1,400	1,400	2,800	10,800	11,600	22,400
18	220,000	210,000～230,000	10,340	11,220	21,560	1,540	1,540	3,080	11,880	12,760	24,640
19	240,000	230,000～250,000	11,280	12,240	23,520	1,680	1,680	3,360	12,960	13,920	26,880
20	260,000	250,000～270,000	12,220	13,260	25,480	1,820	1,820	3,640	14,040	15,080	29,120
21	280,000	270,000～290,000	13,160	14,280	27,440	1,960	1,960	3,920	15,120	16,240	31,360
22	300,000	290,000～310,000	14,100	15,300	29,400	2,100	2,100	4,200	16,200	17,400	33,600
23	320,000	310,000～330,000	15,040	16,320	31,360	2,240	2,240	4,480	17,280	18,560	35,840
24	340,000	330,000～350,000	15,980	17,340	33,320	2,380	2,380	4,760	18,360	19,720	38,080
25	360,000	350,000～370,000	16,920	18,360	35,280	2,520	2,520	5,040	19,440	20,880	40,320
26	380,000	370,000～395,000	17,860	19,380	37,240	2,660	2,660	5,320	20,520	22,040	42,560
27	410,000	395,000～425,000	19,270	20,910	40,180	2,870	2,870	5,740	22,140	23,780	45,920
28	440,000	425,000～455,000	20,680	22,440	43,120	3,080	3,080	6,160	23,760	25,520	49,280
29	470,000	455,000～485,000	22,090	23,970	46,060	3,290	3,290	6,580	25,380	27,260	52,640
30	500,000	485,000～515,000	23,500	25,500	49,000	3,500	3,500	7,000	27,000	29,000	56,000
31	530,000	515,000～545,000	24,910	27,030	51,940	3,710	3,710	7,420	28,620	30,740	59,360
32	560,000	545,000～575,000	26,320	28,560	54,880	3,920	3,920	7,840	30,240	32,480	62,720
33	590,000	575,000～605,000	27,730	30,090	57,820	4,130	4,130	8,260	31,860	34,220	66,080
34	620,000	605,000～635,000	29,140	31,620	60,760	4,340	4,340	8,680	33,480	35,960	69,440
35	650,000	635,000～665,000	30,550	33,150	63,700	4,550	4,550	9,100	35,100	37,700	72,800
36	680,000	665,000～695,000	31,960	34,680	66,640	4,760	4,760	9,520	36,720	39,440	76,160
37	710,000	695,000～730,000	33,370	36,210	69,580	4,970	4,970	9,940	38,340	41,180	79,520
38	750,000	730,000～770,000	35,250	38,250	73,500	5,250	5,250	10,500	40,500	43,500	84,000
39	790,000	770,000～810,000	37,130	40,290	77,420	5,530	5,530	11,060	42,660	45,820	88,480
40	830,000	810,000～855,000	39,010	42,330	81,340	5,810	5,810	11,620	44,820	48,140	92,960
41	880,000	855,000～905,000	41,360	44,880	86,240	6,160	6,160	12,320	47,520	51,040	98,560
42	930,000	905,000～955,000	43,710	47,430	91,140	6,510	6,510	13,020	50,220	53,940	104,160
43	980,000	955,000～1,005,000	46,060	49,980	96,040	6,860	6,860	13,720	52,920	56,840	109,760
44	1,030,000	1,005,000～1,055,000	48,410	52,530	100,940	7,210	7,210	14,420	55,620	59,740	115,360
45	1,090,000	1,055,000～1,115,000	51,230	55,590	106,820	7,630	7,630	15,260	58,860	63,220	122,080
46	1,150,000	1,115,000～1,175,000	54,050	58,650	112,700	8,050	8,050	16,100	62,100	66,700	128,800
47	1,210,000	1,175,000～1,235,000	56,870	61,710	118,580	8,470	8,470	16,940	65,340	70,180	135,520
48	1,270,000	1,235,000～1,295,000	59,690	64,770	124,460	8,890	8,890	17,780	68,580	73,660	142,240
49	1,330,000	1,295,000～1,355,000	62,510	67,830	130,340	9,310	9,310	18,620	71,820	77,140	148,960
50	1,390,000	1,355,000～	65,330	70,890	136,220	9,730	9,730	19,460	75,060	80,620	155,680

※賞与(年間573万円を上限)からも健康保険料と介護保険料が徴収されます。

※65歳以上及び39歳以下の被保険者は、健康保険料のみ徴収されます。(65歳以上及び39歳以下の被保険者であっても被扶養者が40歳以上64歳以下(特定被保険者)の場合には、介護保険料も徴収されます)。

任意継続被保険者の標準報酬月額について(公 告)

健康保険法第47条第2項の規定により当健康保険組合の平成27年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額(335,096円)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなし、標準報酬月額を**340,000円**と定め、平成28年4月1日より適用します。

平成27年度と変更はありません。

標準報酬340,000円以上の方は、340,000円になります。